

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

本市は、古来より城下町として栄えるとともに江戸との物資の集散地として繁栄し、今においても中心市街地の北部地域周辺には蔵造りの町並みが残る重要伝統的建造物群保存地区や喜多院、氷川神社等の寺社及び川越城跡など歴史的・文化的資源が多く残っており、観光資源ともなっているが、有効的に活用されていないものもある。これらの歴史的・文化的資源、観光資源に対して文化財指定制度、文化財登録制度、景観重要建造物、都市景観重要建築物制度等の様々な制度を広く周知し、積極的な保存活用を促していく必要がある。

また、これらの観光資源をまちの活性化に有効に活用するためのPR活動を行ってきたが、より多くの来訪者、再訪者を増やすため、中心市街地全体の回遊性の向上及び中心市街地の交通渋滞の解消や歩行者の歩きやすさの向上を図るため、道路等の公共施設整備改善の必要がある。

また、中心市街地内の都市的な魅力や生活利便性の向上を図る道路ネットワークの早期構築の必要性もある。

このような中で中心市街地全体を見ると、土地区画整理事業、市街地再開発事業の完了面積の割合が8.0%と低い状況にある。道路について、市内全体の都市計画道路の整備率は、第1期計画時に比べ7.5ポイント上昇して44.0%となった。中心市街地の整備率は、重要伝統的建造物群保存地区の歴みち路線の整備や三田城下橋線、川越駅南大塚線の整備によって33.2%と8.1ポイント上昇したが、市内全体の整備率に比べれば依然として低いことから更なる整備推進が必要である。

街の空間的な魅力向上について、蔵造りの町並みとして観光の拠点となっている重要伝統的建造物群保存地区と交通拠点の1つである本川越駅を連絡する中央通りにおいて、駅側区間については沿道街区土地区画整理事業の推進により都市的な整備を行うと共に、蓮馨寺周辺区間については、昭和の面影を残す建築物を新たに景観資源として位置付け、北部地域から南部地域にかけて明治、大正、昭和、平成と各時代のにぎわいの連続を演出することで町並みに留意した整備を行う必要がある。

また、川越城富士見櫓跡を復元整備し、美術館・博物館・本丸御殿等を併せた初雁公園周辺区域を一体的に整備すること等によって、エリアの広がり・つながりを創出する。

本川越駅と川越市駅における利便性の向上を図るため、本川越駅西側の整備により、川越市駅との乗換え時間の短縮を図り利便性と交通安全性の向上を図る必要がある。

川越駅西口周辺は、第1期計画で駅前広場や西部地域振興ふれあい拠点(ウエスタ川越)の整備を実施し、本市の新たな玄関口として再整備されたが、更なる魅力向上を図るため、公共用地の有効活用や基盤整備を推進する必要がある。

川越駅東口については、平成2年に整備されたペDESTリアンデッキの耐震化や経年劣化したエレベーターの改修を行い更なる利便性や安全性の向上を図る必要がある。

本川越駅付近から川越駅東口にかけては、本市で最も近代的な商店が密集しているクリアモールが存在しているが、川越駅西口は、現状では、川越駅東口に比べ商業・業務機能

の集積が少ないことから、都市計画マスタープランに位置づけられた県南西部地域の中核拠点地区の形成に向けて、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の運営のほか、大規模公有地の活用、都市計画道路等都市基盤の整備を推進し、さらなる商業・業務機能の集積を図っていく。

そのほか、災害時における避難場所としての活用により防災機能を向上し市民生活の安全を図るだけでなく、まちの回遊時の休憩場所として、街区公園等の整備も必要である。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

特になし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

特になし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 4-1 本川越駅西口開設事業 事業内容 ・本川越駅西口開設 ・駅舎改造工事 実施時期 平成 17 年度～27 年度	・川越市	・本川越駅には、西側に出入口が無い ため、川越市駅との間を1日約9,000人にも およぶ乗換え利用者や近隣住民が大きく迂回 している。 ・西武鉄道と協議し、本川越駅駅舎の一部を 改造し、西口の開設を行う。併せて（仮称） 本川越西口駅前通り線の整備を行うことによ り、駅へのアクセス性が向上するとともに本 川越駅と川越市駅間の乗換えに要する歩行距 離が約820mから約400mに、また、所要時 間が11分から5分とそれぞれ約半分に短縮さ れ、周辺住民や両駅間利用者の利便性、安全 性が向上する。 ・当事業により、本川越駅の東西地区及び改 札が1階の平面でつながり、駅の交通結節機 能の強化、周辺	支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（道路事業） 実施時期 平成 27 年度	


		<p>の拠点性の向上、にぎわいの創出を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。 		
<p>事業名 4-2 (仮称)本川越西口駅前通り線</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本川越駅西口駅前広場の新設 敷地面積 2,000 m² ・連絡道路の新設 延長 120m 幅員 14m <p>実施時期 平成 17 年度～27 年度</p>	<p>・川越市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本川越駅には、西側に出入口が無い ため、川越市駅との間を 1 日約 9,000 人にも およぶ乗換え利用者や近隣住民が大きく迂回 している。 ・本川越駅の西口開設と併せて駅前広場及び 連絡道路の整備を行うことにより、同駅への アクセス性が向上するとともに本川越駅と川 越市駅間の乗換えに要する歩行距離が約 820 mから約 400mに、また、所要時間が 11 分 から 5 分とそれぞれ約半分に短縮され、周 辺住民や両駅間利用者の利便性、安全性が向 上する。 ・都市基盤整備が進むことにより、周辺の土 地利用の増進やにぎわいの創出を図る。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」 、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地 の活性化に必要な事業である。 	<p>支援措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(道路事業) <p>実施時期 平成 27 年度</p>	
<p>事業名 4-3 川越駅東口ペデストリアンデッキ改修工事</p> <p>事業内容</p> <p>川越駅東口ペデストリアンデッキ改修及び交通広場等の改修</p> <p>実施時期 平成 28 年度～平成 30 年度</p>	<p>・川越市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川越駅東口第一種市街地開発事業として 平成 2 年に完成してから 23 年の月日が過ぎ その間、川越駅東口は「川越市の玄関口」と して多くの人々が利用する駅となった。また、 交通広場は川越駅から東部北部方面への交通 拠点となっている。しかし、ペデストリアン デッキ施設全体の経年劣化が進んでおり耐震 性の検討も必要である。 ・交通広場も含め改修を行うことにより、基 本方針である「魅力あるまちなみづくり」に 寄与する中心市街地の活性化に必要な事業 である。 	<p>支援措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災安全交付金(道路事業) <p>実施時期 平成 27 年度～32 年度</p>	

<p>事業名 4-4 中央通り地区整備事業</p> <p>事業内容 ・中央通り沿道街区土地区画整理事業 整備面積 1.5ha ・都市計画道路「3・4・3 中央通り線」街路事業 延長 300m 幅員 20m ・連雀町交差点整備事業 延長 60m 幅員 20m</p> <p>実施時期 平成 19 年度～31 年度</p>	<p>・川越市 ・埼玉県</p>	<p>・本川越駅から都市計画道路 3・4・3 中央通り線（県道本川越駅停車場線）を通じて、川越市の観光の拠点である蔵造りの町並みの残る一番街につながる結節地域である「中央通り地区」の整備を進める。 ・沿道街区土地区画整理事業と連携した街路築造工事により、都市計画道路である県道の拡幅整備と沿道の街並み整備を同時に行い、沿道商店街の活性化、土地利用の増進、慢性的な交通渋滞の緩和、歩行者の安全性の向上及び祭事におけるオープンスペースの確保等を図る。 ・本事業により、中心市街地の町並みの連続性が向上し、歩行環境も改善することから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容 街路事業</p> <p>実施時期 平成 20 年度～31 年度</p>	
<p>事業名 4-5 都市計画道路 市内循環線(脇田町)</p> <p>事業内容 道路整備、電線類地中化 延長 306m 幅員 16m</p> <p>実施時期 平成 11 年度～30 年度</p>	<p>・川越市</p>	<p>・川越駅東口への交通アクセスの確保のための街路整備。 ・交通渋滞の緩和や定期バス路線の定時性の確保による利便性の向上を図る。 ・電線類を地中化することによる景観の向上、及び防災機能の向上も図れる。 ・本事業により、公共交通機関を併用した徒歩での回遊性の向上が期待できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容 ・防災安全交付金（街路事業）</p> <p>実施時期 平成 17 年度～30 年度</p>	
<p>事業名 4-6 都市計画道路 市内循環線(宮下町)</p>	<p>・川越市</p>	<p>・本路線は、中心市街地の北部地域に入る玄関口の 1 つとなる道路であり、交通渋滞を緩和する役割と、歴</p>	<p>支援措置の内容 ・防災安全</p>	

<p>事業内容 ・道路整備 延長 400m 幅員 16m</p> <p>実施時期 平成 22 年度～</p>		<p>史的な町並み地区と観光スポットを結ぶ役割を持っているが、幅員が狭い箇所があり、歩道も未整備となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な交通確保及び歩行者の安全性・快適性の向上を図る必要がある。 ・防災機能の強化と景観に配慮した整備を行うことで「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 	<p>交付金（街路事業）</p> <p>実施時期 平成 27 年度～31 年</p>	
<p>事業名 4-7 都市計画道路 本 川越駅前通線</p> <p>事業内容 ・道路整備 延長 181m 幅員 16m</p> <p>実施時期 平成 22 年度～平成 29 年度</p>	<p>・川越市</p>	<p>・本路線は、本川越駅と喜多院周辺の観光スポットを結ぶ役割を持っているが、幅員が狭く、歩道も未整備となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な交通確保及び歩行者の安全性・快適性の向上を図る必要がある。 ・防災機能の強化と景観に配慮した整備を行うことで「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 	<p>支援措置の内容 ・防災安全交付金（街路事業）</p> <p>実施時期 平成 23 年度～27 年</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 4-8 伝統的建造物群保存地区保存整備事業</p> <p>事業内容 ・伝統的建造物等家屋整備 ・伝統的建造物保存対策調査 ・伝統的建造物群保存地区防災計</p>	<p>・川越市</p>	<p>・伝統的建造物群保存地区の保存整備を図るため、伝統的建造物の保存修理に対してその費用を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、特定された伝統的建造物及び特定候補物件に対して、個別調査を実施し、具体的な修理方法を検討する。 ・地域コミュニティの強化や地区内伝統的建造物の耐震対策などを推進するため、平成 13 年度に策定した防災計画の見直しを行う。 ・本事業により、伝統的建造物群保 	<p>支援措置の内容 国宝重要文化財等保存整備費補助金（重要伝統的建造物群保存地区・保存修理事業）</p> <p>実施時期</p>	

<p>画策定事業</p> <p>実施時期 平成 12 年度 ~</p>		<p>存地区の保存整備と町並みの連続性や魅力が向上することから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。。</p>	<p>平成 12 年度 ~</p>	
<p>事業名 4-9 歴史的地区環境整備街路(立門前線)</p> <p>事業内容 ・道路整備 延長220m 幅員6m</p> <p>実施時期 平成 23 年度 ~ 32 年度</p>	<p>・川越市</p>	<p>・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みとの調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。</p> <p>・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p>【整備イメージ】</p>	<p>支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>実施時期 平成 29 年度 ~ 32 年度</p>	
<p>事業名 4-10 歴史的地区環境整備街路（喜多院門前通り線）</p> <p>事業内容 ・道路整備、電線類地中化 延長150m 幅員5m ~ 6.9m</p> <p>実施時期 平成 24 年度 ~ 平成 27 年度</p>	<p>・川越市</p>	<p>・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みとの調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。</p> <p>・電線類を地中化することにより防災機能の向上も図れる。</p> <p>・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>実施時期 平成 24 年度 ~ 平成 27 年度</p>	

		 <p>【整備イメージ】</p>		
<p>事業名 4-11 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用</p> <p>事業内容 ・景観重要建造物・都市景観重要建築物の外観保全に関する工事費の助成</p> <p>実施時期 平成 12 年度～</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物及び都市景観重要建築物は、伝統的建造物群保存地区以外の地域において指定される景観上重要な建造物で、エリア内に点在しており、新たな観光資源としても期待される。 ・積極的に外観整備を支援する事で、川越の歴史的町並みの保全形成に厚みを持たせる効果がある。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。 	<p>支援措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） <p>実施時期 平成 27 年度～32 年度</p>	
<p>事業名 4-12 まちづくりアドバイザーの派遣</p> <p>事業内容 ・都市景観形成地域における地域景観形成基準の適正な運用と良好な景観形成の進行管理を目的に、実施者となる地元協議組織へ専門家を派遣する。</p> <p>実施時期 平成 17 年度～</p>	<p>・川越市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観条例に基づき指定された都市景観形成地域における地域景観形成基準は、地元住民協議組織との協働で作成したものである。 ・基準は、歴史的景観の保全と、中心商業地の賑わい持続を目標に検討したものであり、適正な基準運用は、良好で魅力ある都市景観の形成の推進となるため、実施者の代表となる地元協議組織へ専門家を派遣し、まちづくりへの意欲の持続と新たな問題への解決行動を支援する。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。 	<p>支援措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） <p>実施時期 平成 27 年度～32 年度</p>	


<p>事業名 4-13 新築修景補助事業</p> <p>事業内容 ・都市景観形成地域における、地域景観形成基準に沿った新築修景工事への補助。</p> <p>実施時期 平成27年度～</p>	<p>・川越市</p>	<p>・景観阻害物件の改善とともに、伝統的建造物群保存地区周辺の歴史的景観保全を図る。</p> <p>・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>実施時期 平成 27 年度～32 年度</p>	
--	-------------	--	---	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 4-14 三駅周辺地区整備</p> <p>事業内容 ・本川越駅西口周辺整備に併せた地元・関係機関とのまちづくり協議</p> <p>・中央通り線（川越駅南大塚線～市内循環線）の整備に向けた地元・関係機関との調整及び整備方針の検討</p> <p>実施時期 平成 27 年度～平成 31 年度</p>	<p>・川越市</p>	<p>・三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区については、交通拠点として通勤や通学などで利用されるのはもちろんのこと、生活拠点として病院や商業施設への利用のほか、観光客等の来街者の玄関口として多くの人に利用されており、交通結節点の機能を持っている。</p> <p>・周辺地区の都市基盤整備は三駅間の連携を考慮しながら一体的に推進し、駅機能、交通結節点の強化並びに交通円滑化を図り、都市的な魅力と利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>・本川越駅西口の開設整備に合わせて、周辺地区のまちづくりについて地区住民、関係機関と協議検討を行う必要がある。</p> <p>・都市計画道路中央通り線については、都市計画道路川越所沢線と併せて、国道 16 号から川越駅西口・本川越駅を經由し、中心市街地北部地域に至る中心軸を成す重要な路線であ</p>		

		<p>るとともに、良質な歩行空間確保による歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化による賑わいの創出が期待される路線である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、この西口区間については、事業を行う西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備に併せた一体的な整備が必要であることから事業化に向けた地元・関係機関とまちづくり協議を進め、整備方針の検討を行う必要がある。 ・基本方針である、「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 		
<p>事業名 4-15 川越市駅周辺地区整備</p> <p>事業内容 駅前広場の整備や駅舎改良等による交通結節点機能の強化及び駅西側地区の土地利用転換の検討</p> <p>実施時期 平成 22 年度～</p>	<p>・川越市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川越市駅前には、現在歩行者空間やバス・タクシーなどの車両の滞留スペースが確保されていないことから、交通結節点としてのターミナル機能や歩行者空間等の充実が必要となっている。 ・また、川越市駅の駅勢圏（川越市駅利用者の割合が最も高いエリア）は、駅西側にも大きく広がっているものの、駅西側には出入口がないため、駅利用者は、第 157 号踏切（通勤通学時間帯には歩行者と自動車とが交錯し、慢性的な渋滞が発生）を迂回して利用している状況である。 ・本事業は、三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）連携強化の観点から、歩行者や自動車などによるアクセシビリティの向上及びバス交通の機能分担を図るため、道路基盤整備等の推進により川越市駅における交通結節点機能の強化を行う。また、駅西口開設と併せて駅西側地域については、駅前立地を活かし都心核の一翼を担う商業業務系の土地利用への機能更新を図ることを目標とするものであ 		

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。 		
<p>事業名 4-16 川越駅西口周辺地区整備</p> <p>事業内容 ・川越所沢線（西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）～国道16号の検討・整備</p> <p>実施時期 平成19年度～</p>	・川越市	<ul style="list-style-type: none"> ・川越駅西口周辺部は、埼玉県南西部地域の拠点都市として、商業・業務機能集積地区に位置付けられている。 ・過去の土地区画整理事業において、第1工区、第2工区の整備が完了し、西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）が平成27年に完成する。 ・当地区の骨格道路である都市計画道路川越所沢線については、都市計画道路中央通り線と併せて、西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）や今後利活用が見込まれる川越駅西口市有地への交通需要対応及び交通円滑化のため整備の必要性が高い。また、新宿町3丁目交差点等の交通渋滞解消、良質な歩行空間確保による歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化によるにぎわいの創出が期待される路線である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 		
<p>事業名 4-17 川越駅西口市有地利活用</p> <p>事業内容 ・川越駅西口市有地の利活用による新たな拠点の整備</p> <p>実施時期 平成21年度～</p>	・川越市	<ul style="list-style-type: none"> ・現在暫定的に利用している市有地（約8,300㎡）について、西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）や周辺のまちづくりと連携し、多様な機能（行政機能、民間機能、安全と潤いの機能、自転車駐車場、バス等発着機能）を有する新たな拠点を整備する必要がある。 ・本事業により、川越駅西口地区へ商業・業務・交通結節点機能等の集積が進むことから、基本方針である 		

		「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
<p>事業名 4-18 歴史的地区環境整備街路（同心町通線）</p> <p>事業内容 ・道路整備 延長 250m</p> <p>実施時期 平成 30 年度～</p>	・川越市	<p>・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みとの調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。</p> <p>・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p>【整備イメージ】</p>		
<p>事業名 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討</p> <p>事業内容 ・まちづくり協議 ・無電中化検討 ・歩道のバリアフリー化検討</p> <p>実施時期 平成 27 年～31 年度</p>	・川越市	<p>・本区間については、地元商店会の活性化を検討する協議会の立上げを契機に議論が行われ、昭和 8 年整備開通した道路沿道に残る街並みを生かしたまちづくりの検討を行ってきた。</p> <p>・今後は、川越市地区街づくり推進条例による地区街づくり協議会の登録を行い、市と協働した街並みに関するルールの策定を目指す。</p> <p>・道路の景観形成及び歩きやすさの向上のため、中央通り沿道の無電柱化、歩道のバリアフリー化について、道路管理者（県）と協議を行い整備に向けた検討を行う必要がある。</p> <p>・本事業により、町並み整備だけでなく、中心市街地の南北地域の結節も強化されることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街</p>		

		地活性化に必要な事業である。		
<p>事業名 4-20 中央通りまちなみ整備</p> <p>事業内容 中央通り沿道街区 土地区画整理事業 と併せたまちづくり ルールの策定と 町並み整備</p> <p>実施時期 平成 21 年度～ 32 年度</p>	・川越市	<p>・良好な都市景観を形成するため、沿道街区土地区画整理事業による中央通り地区の整備と併せてまちづくりのルールを策定し、沿道の町並み整備を促進する。</p> <p>・また、商店街の活性化施策の導入を図り、衰退している商店街の活性化を促進する。</p> <p>・本事業により、町並み整備だけでなく、中心市街地の南北地域の結節も強化されることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 4-21 高質空間形成施設 (市道 1320 号線 歩道整備)</p> <p>事業内容 ・市道 1320 号線の 高質化整備 延長 210m 幅員 7.5m</p> <p>実施時期 平成 20 年度～</p>	・川越市	<p>・市道 1320 号線は、川越市駅と本川越駅の間を結ぶ市道で、1 日約 9,000 人の乗換え利用者や近隣住民が利用しているが、幅員が狭く歩行者及び自転車と自動車輻輳し、朝夕の通勤・通学時には危険な状況となっている。</p> <p>・川越市駅周辺地区整備やその他周辺都市計画道路等の整備進捗に合わせて、市道 1320 号線の高質化を進めることにより、周辺住民や両駅間利用者の利便性、安全性が向上する。</p> <p>・また、本事業は、他事業等の整備進捗と合わせて一体的に行うことで周辺の土地利用の増進等が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 4-22 連雀町新富町線道路整備事業</p> <p>事業内容 道路整備(路面美</p>	・川越市	<p>・クリアモールの川越駅東口から本川越駅前通線までの間は、電線地中化及びショッピング・モール化が図られ、快適な買物空間となっている。</p> <p>・一方、この通りの本川越駅前通線以北の連雀町新富町線は、未整備区</p>		

<p>装化)の事業化に向けた検討・合意形成 延長 350m 幅員 5.8~7.6m</p> <p>実施時期 平成 27 年度~</p>		<p>間となっていることから、町並みや商店街が分断され、まちのにぎわいと集客力に欠けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このため、連雀町新富町線の路面の美装化などを図り、快適で魅力的な歩行空間を形成する必要がある。 ・また、この通りに立地する鏡山酒造跡地に整備した川越市産業観光館（小江戸蔵里）併せて、一体的なまちづくりを行うことにより、まちのにぎわいと活力の創出を図る。 ・更に、モール化された大正浪漫夢通り線とのアクセスが確保され、川越駅東口から歴史的町並み地区まで歩行者ネットワークが形成されることにより、まちの回遊性が高まる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。 		
<p>事業名 4-23 松江町交差点改良事業</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計 ・交差点暫定改良 ・延長 30m <p>実施時期 平成 24 年度~平成 29 年度</p>	<p>・川越市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの都市計画道路が交差する当該交差点は東京川越線が未整備ということもあり、南北方向に交通渋滞を引き起こしている。 ・改良による交通渋滞の軽減により、北部地域における他の交通施策の検討及び実施に寄与する。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。 		

<p>事業名 4-24 街区公園等整備事業</p> <p>事業内容 街区公園の整備 設置場所 ・小仙波町2丁目 敷地面積 4,343 m²</p> <p>実施時期 平成 27 年度～28 年度</p>	<p>・川越市</p>	<p>・街区公園等を市街地に適切に配置し、親しみと安らぎを感じるようなオープンスペースを提供する。</p> <p>・誰でも同じように公園を利用することができるとともに、災害時における避難場所としても活用するほか、回遊時の休憩スペースとして活用することができることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 4-25 川越城富士見櫓跡整備</p> <p>事業内容 ・川越城富士見櫓 復元 敷地面積 1,421 m² ・史跡公園整備 敷地面積 857 m²</p> <p>実施時期 平成 12 年度～</p>	<p>・川越市</p>	<p>・川越城富士見櫓は、天守閣のない川越城において天守閣の代わりに代表的な櫓であった。</p> <p>・富士見櫓を県史跡である川越城跡のシンボルとして復元整備する。</p> <p>・本事業により、川越城跡に新たな観光資源を創出するとともに歴史教育の場として活用できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		